

京都市告示第156号

児童福祉法（以下「法」という。）第21条の5の15の規定により、次のとおり法第21条の5の3に規定する指定障害児通所支援事業者を指定しました。

平成30年6月15日

京都市長 門川 大作

1 申請者

SEIBU観光企画株式会社（代表取締役 松山 貴香）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市東山区福稲柿本町12番地18

3 事業所の名称

放課後デイサービス Chau Chau

4 事業所の所在地

京都市東山区福稲柿本町12番地18

5 指定する事業の種類

放課後等デイサービス

6 指定年月日

平成30年6月1日

7 事業所番号

2650800069

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）